

無線局運用規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）

改正案

現行

（傍線部分は改正部分）

<p>（遭難自動通報設備の通報の送信等） 第七十八条の二 1～3 （略）</p> <p>4  搜索救助用位置指示送信装置の通報は、施行規則第三十六条の二 第一項第八号に定める方法により行うものとする。 5 ・6  （略）</p> <p>（遭難通報等を受信した海岸局及び船舶局のとるべき措置） 第八十一条の七 （略）</p> <p>2 海岸局は、遭難通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、搜索救助用レーダートランスポンダの通報、搜索救助用位置指示送信装置の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、遅滞なく、これを海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。</p> <p>3 船舶局は、遭難通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、搜索救助用レーダートランスポンダの通報、搜索救助用位置指示送信装置の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知しなければならない。</p> <p>4～6 （略）</p>	
<p>（遭難自動通報設備の通報の送信等） 第七十八条の二 1～3 （略） （新設）</p> <p>4 ・5  （略）</p> <p>（遭難通報等を受信した海岸局及び船舶局のとるべき措置） 第八十一条の七 （略）</p> <p>2 海岸局は、遭難通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、搜索救助用レーダートランスポンダの通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、遅滞なく、これを海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。</p> <p>3 船舶局は、遭難通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、搜索救助用レーダートランスポンダの通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知しなければならない。</p> <p>4～6 （略）</p>	